○国土交通省告示第八百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　令和七年九月二十五日から令和十八年三月三十一日まで
三　施行地区　神奈川県相模原市緑区橋本一丁目、橋本二丁目及び大山町の各一部
四　土地区画整理事業の名称　相模原都市計画事業橋本駅南口地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　令和七年九月二十五日

○東北地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線
三　事業施行期間　自令和七年九月二十五日至令和十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高舘、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字釜谷道、字舘ノ下、字小渡、字沢ノ下、字栖立場、字品ノ木、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野地内
使用の部分　青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高舘、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字釜谷道、字舘ノ下、字小渡、字沢ノ下、字栖立場、字品ノ木、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野地内

○東北地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第四百六十四号仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び亘理都市計画下水道事業阿武隈川下流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十年三月二十二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月二十五日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第五百六十一号仙塩広域都市計画及び大郷都市計画下水道事業吉田川流域下水道
三　事業施行期間　自平成元年三月九日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号八の項指定をした日欄中「令和二年九月十一日」を「令和七年九月十一日」に、指定の有効期間欄中「令和二年八月十八日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第二百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六十五号の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号一の項指定をした日欄中「令和二年九月十日」を「令和七年九月十日」に改める。

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
輪島市三井町中川波六三番一から同市三井町中川波五四番四まで	前	三八・九メートル～八五・六メートル	〇・〇六九キロメートル
	後	三八・九メートル～八九・三メートル	〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　路線名　中国横断自動車道尾道松江線
(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三次市三良坂町長田字寺迫一三六四番三から同市三良坂町長田字三隅山一〇六三七番一まで	前	六九・二メートル～四〇九・八メートル	〇・三七六キロメートル
	後	五〇・五メートル～三三一・二メートル	〇・三七六キロメートル

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十五日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用の区間	供用開始の期日	図面縦覧場所
中国横断自動車道尾道松江線	三次市三良坂町長田字寺迫一三六四番三から同市三良坂町長田字三隅山一〇六三九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	令和七年九月二十五日	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所